

預金商品説明書

令和4年 2月14日現在

商品名 (愛称)	退職金専用定期預金「ココカラ ^{プラス} 」(27)					
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫に退職金を振込・預け入れまたは、他行から預け替え(※)をされたご本人で、以下の条件を満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 退職金の受取日から6か月以内の方。 (2) 過去に退職金専用定期預金のご利用のない方。 (3) 年金受取・予約を条件とする場合の年金予約は、満50歳以上の方。 <p>※退職金であることを確認させていただくことがあります。</p>					
取扱の期間	取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。					
お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 6か月 自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱いとなります。 					
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ金額 (4) お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 自由金利型定期預金<M型>スーパー定期・<M型>スーパー定期300・大口定期預金 スーパー定期・・・100万円以上1,000万円未満 大口定期・・・1,000万円以上 1円単位 					
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。					
利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 以下の金利を初回満期日まで適用いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当金庫で年金をお受取り(※1)またはご予約(※2)の方</td> <td style="text-align: right;">年0.500%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない方</td> <td style="text-align: right;">年0.400%(税引前)</td> </tr> </table> <p>(※1) 当金庫で次の公的年金・厚生年金基金・恩給をお受取りいただいている方。または、当金庫を指定してお受取り手続き中の方。(国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金、厚生年金基金、総務省支給の恩給。)</p> <p>(※2) 年金のご予約は、満50歳以上の方。</p>		当金庫で年金をお受取り(※1)またはご予約(※2)の方	年0.500%(税引前)	上記に該当しない方	年0.400%(税引前)
当金庫で年金をお受取り(※1)またはご予約(※2)の方	年0.500%(税引前)					
上記に該当しない方	年0.400%(税引前)					
(2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利の適用は、当初の6か月のみで、初回満期日(預入日の6か月後の応当日)以降は、金額に応じた自動継続時の店頭表示利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 					
税金	<ul style="list-style-type: none"> 令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 					
手数料	不要です。					
付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。					
中途解約時の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。 					

萩山口信用金庫

預金商品説明書

令和4年 2月14日現在

商品名 (愛称)	退職金専用定期預金「ココカラ ^{プラス} 」(27)
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域（例えば山口県等）の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考	<ul style="list-style-type: none">・ この定期預金は、他の金利上乘せ定期預金商品との併用はいたしておりません。・ ATMでのお取扱いはできません。・ 総合口座でのお取扱いはできません。・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。